

次世代育成支援対策推進法に係る

「一般事業主行動計画」

当金庫職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

〔目標1〕計画期間における男性の育児休業取得率を80%以上とする。

《対 策》

令和8年4月～ 制度内容について通達文書や諸会議等を利用し職員に周知を行い、取得促進の取組みを継続して行う。

〔目標2〕フルタイム労働者の所定外労働時間を一人当たり月平均6時間以下とする。

《対 策》

令和8年4月～ 通達文書や諸会議等を利用し職員への所定外労働時間の削減を呼びかける。

〔目標3〕「こども参観日」を実施する。

《対 策》

令和8年4月～ 通達文書や諸会議等を利用し職員へ「こども参観日」の実施を周知し、親が実際に働いているところを見てもらう。



北群馬信用金庫